

専攻科 学科細則

(目的)

第 1 条

この学科細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、評価基準を明確にするために定める。

(現場実習について)

第 2 条

1. 現場実習に参加できる者は、前期受講しているすべての科目に合格しなければならない。

(卒業判定について)

第 3 条

1. 配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない(学則第 10 条 2 項より)。
2. 卒業判定は学則に基づき、学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において判定する。

(その他)

第 4 条

1. 単位認定に関わる試験において、成績評価が不合格(59 点以下)の科目については、再試験を行なう。

附則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。